

加賀市都市計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加賀市都市計画審議会条例(平成17年条例第186号)第8条の規定に基づき、加賀市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、出席委員の過半数の同意により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録)

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保持しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他必要な事項

2 議事録には、議長が会議の初めに指名した2人の委員が署名するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。